

ID: 108

担当部署: 町民生活課

<b>処分の概要</b>	使用墓地面積の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町墓地条例 第10条ただし書		
<b>例規番号</b>	昭和50年条例第14号		
<b>【基準】</b>			
第10条の規定による。 (使用墓地面積の制限)			
第10条 使用墓地の面積は1区画5.94平方メートル以下を基準とし、町長が定める面積とし、その使用は使用者1人につき1区画とする。ただし、町長は、止む得ない事由があると認めるときは、隣接地と合わせて使用を許可することができる。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日